

事業承継、親族外も支援

◆ 中小企業に税制優遇を検討

後継ぎのいない中小企業の経営者が第三者に円滑に事業を譲り渡せるよう中小企業庁と財務省は新たな支援税制の創設を検討しています。経営者が会社を売った時に手にする利益にかかる税金を、一定条件のもとで繰延べる内容です。会社を譲り受けた側にも、損失に備えた引当金を税務上の損金とすることを認めるなどの優遇策が検討されています。

中小企業庁が近くまとめる税制改正要望のなかに「第三者承継促進税制」の創設を盛り込み、財務省と折衝する予定です。2025年には全国の中小企業の経営者の約6割が70歳以上になり、その半分の約127万人は後継者不在とされています。税制面の支援措置を設けて、後継者難による廃業を回避することが狙いです。

検討中の新たな税制の柱となるのが経営者の税負担軽減です。経営者が他企業やファンドなど第三者に会社を売って退任する際、株式の簿価と売却額の差分だけ譲渡益(黒字)が生じ、通常20%の税金がかかります。検討中の新税制案では、課税をいったん繰り延べることができます。

経営者が退任後、譲渡益を元手にベンチャー企業などに投資して赤字が発生した場合などは、赤字と譲渡時に生じた黒字を相殺することを認めることも検討されています。

また、経営者から事業を承継した第三者側への優遇措置も設けます。承継に伴って発生した「のれん(M&Aによって会社を買収したときの価格と受け入れる会社の純資産額との差額であり、会社の財務諸表には表現されていない超過収益力のこと)」の価値について、通常は5年かけて償却するところを、特別に一括償却できるようにします。

承継後に投資損失に備えて計上した引当金を税務上の損として扱い、毎年の税負担を圧縮できるようにする案も浮上しています。

事業承継を巡っては、親族内の承継に伴う贈与税・相続税の負担を大幅に減らす「新事業承継税制」が2018年4月からスタートし、さらに、2019年度からは個人事業主版の事業承継税制も創設されています。

消費税不正還付が急増

2018年度に告発された消費税の不正還付事案は16件に上り、統計を始めた2001年度以降で2番目の多さだったことが国税庁から発表されています。金額では2017年度の3.5倍にあたる19億円(未遂を含む)に急増しています。全国の国税局が強制調査(査察)し、2018年度に処理した182件の脱税総額は2017年度比3%増の139億円とのことです。

10月に消費税率が10%に上がれば、不正還付で得られる利益も増えることから、国税庁は不正還付の監視に引き続き重点を置き、警戒を強めています。東京国税局が手掛けた消費税の不正還付事案では、高額な腕時計の仕入れを装って架空の仕入れを計上し、その商品を免税店で外国人旅行者に販売したように装い架空の売上げがあったように見せかけ、消費税の還付を受けようとした事例などがありました。

他にも消費税以外の税を含めて検察に告発したのは121件、脱税額は111億円。告発率は約66%です。低金利の影響などから、自宅に現金で隠匿するような事例も増えてきており、消費増税をにらみ査察を強化するようです。

CONTENTS

事業承継、親族外も支援	P.1
消費税不正還付が急増	P.1
区分記載請求書等保存方式が 始まります(2019年10月1日～)	P.2
これからの日本の都市計画とは	P.4
キャッシュレス決済が 普及するために必要なこと	P.5
9月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6



区分記載請求書等保存方式が始まります(2019年10月1日～)

2019年10月1日より、消費税率が複数税率となるのと同時に、区分記載請求書等保存方式が始まります。この区分記載請求書等保存方式下での請求書等の発行と区分経理を改めて確認しましょう。

◆ 帳簿及び請求書等の保存要件の改正

2019年10月1日より、消費税の納税額は、標準税率(10%)と軽減税率(8%)の税率ごとに、計算することとなりました。

この計算に対応できるよう、これまでの仕入税額控除の要件であった帳簿や請求書等の記載と保存(請求書等保存方式)が、右図にある通り、期間に応じて改正されています。

これに伴い、従来の書類や処理方法を変更しないといけないケースが多いと思われるので、必ず確認をお願いします。

参考までに、従来の「請求書等保存方式」とこれから始まる「区分記載請求書等保存方式」との違いは、下記の左表のとおりです。

つまり、これをみると、区分記載請求書等保存方式が始まったら、軽減税率対象品目の取引がある事業者は、右下にある「区分記載請求書等保存方式下での請求書等・帳簿の記載」のフローチャートのとおり、これまでの記載事項にプラスした請求書等(以下、区分記載請求書等)の発行や区分経理が必要となります。

また、消費税の課税事業者で仕入税額控除の適用を受けるためには、これらの要件に対応した請求書等や帳簿の保存が必要となるので注意してください。

<仕入税額控除の方式>

2019.10.1～

2023.10.1～

請求書等
保存方式

区分記載請求書等
保存方式

適格請求書等
保存方式

請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式との相違点

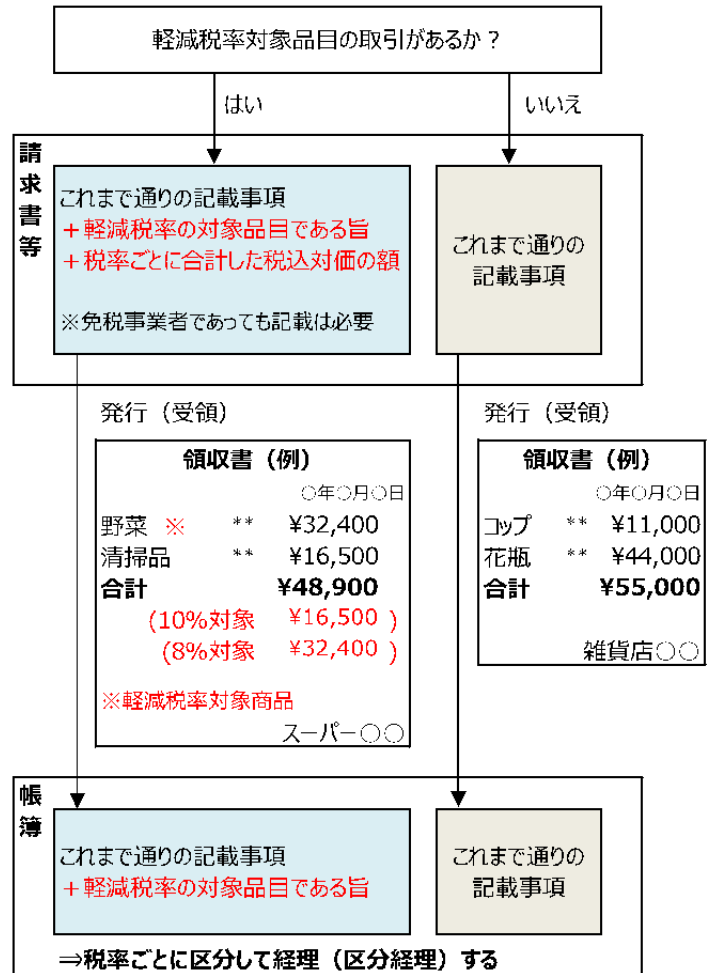
	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式※1
請求書等	①請求書発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④対価の額 ⑤請求書受領者の氏名又は名称(相手が不特定多数の場合は省略可能)	左記①～⑤に加え※2 ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した税込対価の額
帳簿	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④対価の額	左記①～④に加え ⑤軽減税率の対象品目である旨

※1 現行と同様、3万円未満の少額取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、請求書等の保存は求められない。

※2 ⑥⑦の記載がないときは、交付を受けた側が追記可能。



区分記載請求書等保存方式下での請求書等・帳簿の記載



◆ 区分経理(記帳)の方法

区分記載請求書等を基に帳簿等に記帳する例を確認してみましょう。

(記載例の前提) 会社名：霞ヶ関商事(株)
 経理方法：税込み
 課税期間：2019年1月1日～2019年12月31日

(1) 発行した請求書等の控えを基に、帳簿等に記載する例

軽減税率対象品目である旨の記載は、右例の「※」等の記号の記載+記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする他、税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。下記(2)も同様。

【元帳】 売 上

2019年 月 日	摘要	借方	貸方
11 11	掛売上 (株)東京商店		
	日用品		22,000
	食料品 ※		21,600
	掛売上 (株)埼玉商事		
	日用品		16,500
	食料品 ※		32,400
	※ 軽減税率対象品目		

納品書兼請求書 (控) NO.45

2019年11月11日

(株)東京商店 御中

割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
：	
合計	43,600円
(10%対象)	22,000円)
(8%対象)	21,600円)

※ 軽減税率対象品目

霞ヶ関商事(株)

納品書兼請求書 (控) NO.46

2019年11月11日

(株)埼玉商事 御中

紙コップ	2,200円
牛乳 ※	10,800円
：	
合計	48,900円
(10%対象)	16,500円)
(8%対象)	32,400円)

※ 軽減税率対象品目

霞ヶ関商事(株)

軽減税率対象分を
区分経理して記載

(2) 受領した請求書等を基に、帳簿等に記載する例

区分経理された
請求書等から
軽減税率対象分を
抽出して帳簿に
区分記載

【元帳】 仕 入

2019年 月 日	摘要	借方	貸方
11 18	掛仕入 (株)静岡商店		
	日用品	55,000	
	食料品 ※	75,600	
11 19	仕入 (株)山梨商店		
	日用品	88,000	
	食料品 ※	64,800	
	※ 軽減税率対象品目		

請求書 NO.32

2019年11月18日

霞ヶ関商事(株) 御中

紙皿	5,500円
コーヒー ※	16,200円
：	
合計	130,600円
(10%対象)	55,000円)
(8%対象)	75,600円)

※ 軽減税率対象品目

(株)静岡商店

領収書 NO.15

2019年11月19日

霞ヶ関商事(株) 御中

割り箸	2,200円
鮮魚 ※	54,000円
：	
合計	152,800円
(10%対象)	88,000円)
(8%対象)	64,800円)

※ 軽減税率対象品目

(株)山梨商店

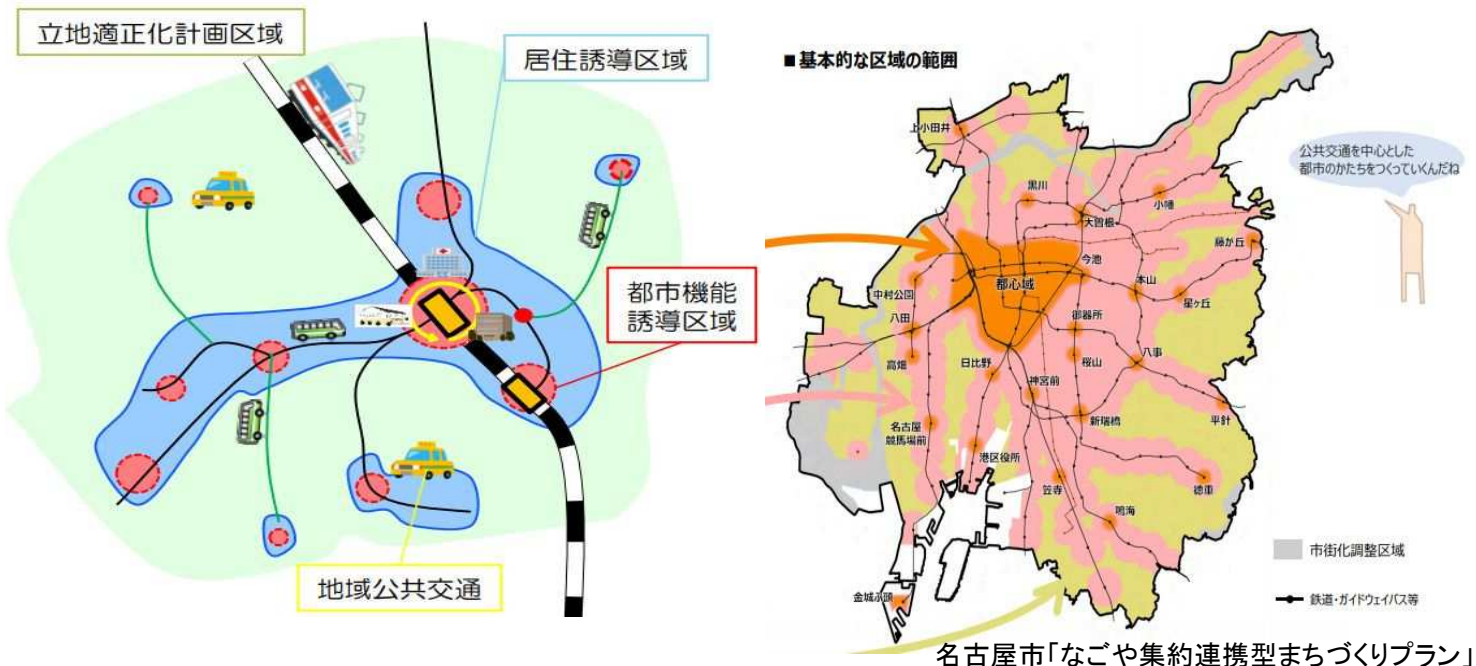
区分経理された
請求書等から
軽減税率対象分を
抽出して帳簿に
区分記載

これからの日本の都市計画とは

◆ 市町村が策定する「立地適正化計画」について

今後の日本の都市における街づくりは、人口の減少と高齢化を背景として、できるだけ都市中心部に医療・福祉施設、商業施設や住居等をまとめて立地させていく方向が主流となっていくと思われます。いわゆる「コンパクトシティ」として、福祉や公共交通なども含めて都市全体の構造を見直していくという考え方です。

このコンパクトシティを実現するための計画が「立地適正化計画」です。これは都市再生特別措置法によるもので、各市町村が策定することになっています。市街地の空洞化を防止し、人口密度と街のにぎわいを維持するというコンセプトに基づき「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」などに区域を線引きしています。



- ・**居住誘導区域**：市内を走る公共交通を軸にして住宅地として誘導し集積していく区域
- ・**都市機能誘導区域**：病院や商業、教育施設などの都市機能を支える施設を集積させる区域

拠点市街地	※市内外からアクセスしやすい拠点地域 ・都心域（おおむねJR中央線・東海道線・出来町通等で囲まれる区域で名古屋駅周辺等を含む区域） ・地域拠点（交通結節機能等が高い鉄道駅の400m圏域）
駅そば市街地	※公共交通軸周辺地域 ・基幹的な交通網の周辺（鉄道駅等の800m圏域、基幹バス路線等の500m圏域） ・大規模な面整備等を行っている拠点（志段味、南陽）の中心となる公共交通周辺
郊外市街地	※上記以外の市街化区域

◆ これから住宅を取得する場合の留意点

図のような計画が進むにつれ、人口減少が進んでくれば、人口の少ない地域まで交通インフラを十分に備えることは難しくなってくるでしょう。数年のうちに計画が急激に進むということはないですが、10年、20年という長い目でみれば考えざるを得ないことでしょう。

こうなると住みやすさだけでなく、不動産としての価値にも地域によって差が生まれることも予想されます。現在でも駅近の物件については周辺の物件に比べて値段が高くなる傾向にあります。政策として都市コンパクト化を目指すとなると、ますます駅近物件の価値が高まることも考えられます。しかし、市町村の都市計画課に身内でもない限り、このような情報を自然と見聞きする機会は少ないと思います。自分で情報を集め調べるしかありません。

コンパクトでにぎわいある街づくりを進めるために、上記のように区域を線引きすることになるわけですから、逆に考えると、線引きの外側となったエリアでは、今後の不動産価値として疑問符がつく可能性もあります。つまり、これからは、住宅や土地を購入するということであれば、市町村における立地適正化計画の内容を確認しておくことが必須となります。まだ具体的な取り組みを始めていない市町村が多いものの、一定の注意を払っておくほうがよいでしょう。

キャッシュレス決済が普及するために必要なこと

10月からの消費税率引上げに伴うキャッシュレス・消費者還元事業の開始により、キャッシュレス決済は今後の普及が見込まれます。ここでは、今年8月に消費者庁から発表された「キャッシュレス決済に関する意識調査」結果から、消費者のキャッシュレス決済利用の現状や意識をみていきます。

◆キャッシュレス決済の利用頻度

この調査結果から、キャッシュレス決済（銀行等の口座振替、振込等を除いた、物理的な現金を使用せずに商品・サービスの料金の支払等を行うこと）の利用頻度をみると、よく利用しているが41.6%でした。以下、ときどき利用しているが37.4%、あまり利用していないが11.8%、全く利用していないが9.0%となりました。

◆利用頻度の高い決済手段は

この中で利用頻度の高いキャッシュレス決済手段の割合をまとめると、右表1のとおりです。クレジットカードの割合が最も高く、次いで電子マネーの割合が高くなっています。

◆キャッシュレス決済普及のカギは

キャッシュレス決済のメリットでは、支払手続を簡単・迅速に行えること、割引やポイント等の特典が得られること、現金を持ち歩く必要がなくなること、が50%を超えました。

他方、利用する際の懸念事項では、個人情報流出や不正使用等の被害が発生する恐れがあることが最も高く、60%を超えました。

事業者への期待やより利用されるためのポイントとして、回答割合の高い上位5つをまとめると右表2のとおりです。割引率やポイント還元率の向上が最も高くなりました。個人情報流出や不正利用を防止するためのセキュリティ対策の強化も50%を超えています。

お得感と安心感を高めることが、さらなる普及のポイントといえそうです。

【表1】利用頻度の高いキャッシュレス決済手段
(複数回答、%、回答者数1,707人)

クレジットカード	86.4
交通系以外の電子マネー (WAON、nanaco、楽天Edy等)	56.2
交通系電子マネー (Suica、ICOCA等)	44.4
バーコード、QRコード決済 (PayPay、LINE Pay等)	17.7
デビットカード	5.9
その他スマホ決済 (Apple Pay、Google Pay等)	4.2
その他	1.6
無回答	2.5

消費者庁「[参考・7月(確報)]キャッシュレス決済に関する意識調査結果」より作成

【表2】事業者への期待とより利用されるための改善点
(複数回答、%、回答者数1,880人)

割引率やポイント還元率の向上	56.9
個人情報流出や不正利用を防止するためのセキュリティ対策の強化	53.6
決済手段・サービスを利用できる店舗の拡大	45.0
購入・決済履歴等の個人情報の厳格な管理	44.5
病院、薬局等での支払への利用拡大	41.2

消費者庁「[参考・7月(確報)]キャッシュレス決済に関する意識調査結果」より作成

9月度の税務スケジュール

内 容	期 限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額納付	納 期 限 9月10日(火)
7月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 9月30日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
1月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	

今月の名言録

他人との比較で勝ち負けを決めるな。
人と比べるのではなく、過去の自分と競争しよう。
自己ベストを出した人はみんな勝者だ。



あいつはオレより仕事ができる。同僚と比べて給料が安い。同期のなかでは出世が遅い。絶えずこういう比較をして、ストレスや劣等感を溜め込む。あるいは逆に、人よりすぐれていると優越感にひたる——。私たちに、人との比較で勝ち負けを決めたがる癖が抜きがたくついてしまっているようです。

人に勝ちたい、負けたくないという気持ちはエネルギーにもなるから、いちがいに否定はできませんが、他人との比較でしか優劣や勝敗を考えられない生き方は、やはり近視眼的であり不毛であるように思えます。すぐれた人間を目標にしたり、人の良い点はどんどん学んで吸収すべきですが、人と比べることはしないほうがいい。

比べるなら、過去の自分と比べるべきです。過去の自分よりどれだけ成長したか、うまくなったか。「他人比」ではなく、「昨日の自分比」を成長のものさしにしたほうが人は健全に伸びていけるからです。

日々新たなり、変化価値で自己ベストを出した人はみんな勝者である。「勝つ」よりも「克つ」が大切です。

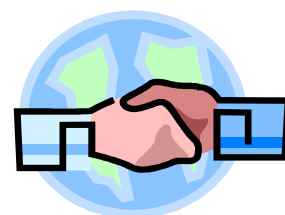
さらには将来の自分の姿もイメージして、一段高い目標に挑戦しましょう。

(「賢い人ほど失敗する」 高原慶一 著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美



大津通
「日本特殊陶業
市民会館北」交差点
からすぐです

